



# 税金

## 税金

問 住民生活課 税務係 ☎64-1106(内線121,122,123)

### 個人町民税・県民税

個人の町民税・県民税(住民税)は、前年(1月1日から12月31日まで)の所得に対して課税され、均等割と所得割からなっています。

#### 課税の対象者

毎年1月1日(賦課期日)とよびます。現在湯浅町に住み、前年中に一定の所得のあった人に対して課税されます。

また、湯浅町に住んでいなくても、湯浅町内に事業所や家屋敷等を持っている人には均等割が課税されます。

#### 均等割

町民税、県民税の定額で課税されます。

(均等割非課税の方)

前年の合計所得金額が、28万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は16万8千円を加算した金額)以下のときは非課税となります。

#### 所得割

前年中の所得金額に応じて次の式によって計算します。

前年中の所得額 - 所得控除額(基礎控除や扶養控除等) = 課税標準額

$$\left( \begin{array}{l} \text{課税標準額} \times 6\% (\text{町民税の税率}) - \text{調整控除等} \\ \text{町民税の所得割額} \\ \text{課税標準額} \times 4\% (\text{県民税の税率}) - \text{調整控除等} \\ \text{県民税の所得割額} \end{array} \right)$$

(所得割非課税の方)

前年の総所得金額が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は32万円を加算した金額)以下のときは非課税となります。ただし、分離課税に係る所得割は除きます。

#### 納付方法

個人の町民税・県民税の納付方法は、次の3種類があります。

(普通徴収)

自営業等の方が、湯浅町から送付する納付書又は、口座振替によって6月、8月、10月、12月の年4回に分けて納める方法です。

(特別徴収)

会社等の給与支払者が湯浅町からの通知に基づいて、毎年6月から翌年5月までの間、毎月の給与から差し引いて納める方法です。

(年金特別徴収)

65歳以上の老齢基礎年金等の公的年金受給者で、一定の要件に該当する方が、年金所得に対する税金を年金から差し引いて納める方法です。

### 国民健康保険税

保険税は、国民健康保険を運営するための重要な財源です。

保険税の算定方法は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成されており、それぞれ所得や世帯の加入者数に応じて算出された所得割、平等割(一世帯当たりの定額)、均等割(加入者一人当たりの定額)の合計額となり、世帯単位で計算されます。ただし、介護納付金分は介護保険第2号被保険者(40~64歳の人)についてのみ算定します。

(※所得割額の算出について、基礎控除は43万円です。)

なお、この保険税は国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対して課税されます。世帯主本人が国民健康保険に加入していても、世帯内に加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

#### 保険税の納付

7月から翌年3月までの計9回の納期に分けて納付していただきます。定められた納期限までに納税がない場合には延滞金が増加され、納税が遅くなるほど延滞金がかさんで負担が大きくなります。納期内に納められなかった場合は、税務係まで納税相談にお越しください。支払方法などの相談をお受けします。なお、特別な事情がなく滞納すると、保険証の交付が受けられなくなる場合があります。

◆年度の途中で加入または脱退した場合は月割で計算となります。(加入月分は1ヶ月分課税し、脱退月分は課税しません。)

◎納付方法は次の2通りです。

#### 普通徴収

納付書または口座振替により納付していただきます。納期は9回(7月から翌年3月までの毎月末)です。

#### 特別徴収(年金からの天引き)

次の条件のすべてに該当する世帯は、特別徴収の対象となります。

- ①世帯主が65歳以上の国民健康保険加入者であり、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で構成される世帯であること。
- ②世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者であること。
- ③介護保険料が特別徴収の対象者で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えていない方であること。

※特別徴収を希望されない方は、事前に申し出を行うことにより、年金からの天引きを中止し、**口座振替の方法により納付**していただくことができます。(どちらの方法でも納付していただく保険税額に変わりはありません。)希望される方はお申し出ください。なお、特別徴収で差し支えない場合は手続きの必要はありません。



## 税金



## 税金

#### ▶保険料の軽減

##### ◆均等割・平等割の軽減

国民健康保険税には低所得者に対する軽減制度があり、世帯主とその世帯の国民健康保険加入者全員の総所得の合計が一定基準以下であれば、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の均等割額及び平等割額が軽減されます。ただし、世帯主及び世帯内の国民健康保険加入者全員の所得が申告されていないと、保険料軽減の対象かどうか判断できないため、軽減対象の所得の範囲内であっても軽減の適用はされませんので、忘れずに所得の申告をしてください。

##### ◆非自発的失業者の軽減

やむを得ない理由により離職し、ハローワークで認定を受けた方(離職日時点で満65歳未満の方に限り)の国民健康保険料が軽減されます。

軽減を受けるには届出が必要ですので、**雇用保険受給資格者証と印鑑**を持参のうえ、役場健康推進課国保年金係の窓口までお越しください。

### 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に固定資産をお持ちの人に課される税金です。

#### ▶固定資産

固定資産とは、土地、家屋、償却資産を総称したもので、次のようなものをいいます。

- 土地 田、畑、宅地、山林など
- 家屋 住宅、倉庫、店舗、工場など
- 償却資産 構築物、機械・装置、船舶・航空機、車両・運搬具、工具・器具備品などの事業用の資産

#### ▶納税義務者

固定資産税の納税義務者は、原則としてその固定資産の所有者で、下記のとおりです。

- 土地・家屋 登記簿又は土地・家屋(補充)課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- 償却資産 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

#### ▶価格(評価額)

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて決定された価格で、固定資産課税台帳に登録されたものです。

土地・家屋の価格は、3年ごとに評価替え(価格の見直し)を行います。

償却資産の価格は、毎年、申告に基づいて決定します。

#### ▶課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例措置などが適用される場合は、その課税標準額はそれらの措置が適用された後の額となり、登録された価格よりも低く算定されます。

#### ▶免税点

町内に同一人が所有する固定資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

- 土地 30万円
- 家屋 20万円
- 償却資産 150万円

#### ▶税額の算出方法

課税標準額 × 税率(1.5%)

#### ▶納税の方法

5月、7月、9月、11月の4回の納期に分けて納税していただくことになっています。

#### ▶償却資産の申告

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産状況を1月31日までに申告していただくことになっています。

#### ▶縦覧制度

縦覧とは、納税者の方が他の土地や家屋の価格との比較により、資産の価格の適正さを判断できるよう、町内で課税されているすべての土地又は家屋の価格が記載されている縦覧帳簿をご覧いただくことができる制度です。

通常毎年4月1日から最初の納期限までの間、住民生活課税務係内で行っています。

### 都市計画法

都市計画法は、道路や公園整備などの都市計画事業の費用に充てるために、目的税として課税されるもので、毎年1月1日(賦課期日)現在に都市計画区域内に土地や家屋をお持ちの人に固定資産税と併せて課される税金です。

納税の方法については、5月、7月、9月、11月の4回の納期に分けて、固定資産税と併せて納めていただくことになっています。

#### ▶税額の算出方法

課税標準額 × 税率(0.1%)

### 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車や原動機付自転車などを所有している人に課税されます。

#### ▶税額

車種、排気量により計算されます。排ガス・燃費性能の基準によるグリーン化特例や登録年数により税額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

#### ▶申告

軽自動車を取得した方、名義を変更する方、廃車にする方は、次の窓口で申請手続きを行ってください。

車種	お問い合わせ・手続場所
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー	住民生活課 税務係 TEL64-1106
軽自動車 (4輪 660cc以下)	軽自動車検査協会 TEL050-3816-1846
軽二輪・小型二輪 (125ccを超えるもの)	和歌山運輸支局 TEL050-5540-2065

#### ▶原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカーの申請に必要な書類等

申請区分	手続に必要なもの
廃車	ナンバープレート
登録	販売証明書または廃車証明書、車名・車台番号・排気量のわかるもの、新所有者の印鑑
名義変更	譲渡証明書、標識番号・車名・車台番号・排気量のわかるもの、新旧所有者の印鑑

## 法人町民税

### ▶ 納税義務者

町内に事務所や事業所などがある法人等は、履歴事項全部証明書や定款等を添付した法人設立・開設申告書を町へ提出し、事業年度終了後、原則として2ヶ月以内に、「均等割額」と「法人税割額」を算出し、申告・納税を行う義務があります。

### ▶ 法人税割と均等割

#### ❖ 法人税割

法人等の収益に対して課税される税金で、法人税額を課税標準として税額を算出します。課税標準額と資本などの金額を基準に税率が定められています。2つ以上の市区町村に事務所等がある法人等は、従業員数であん分した法人税額を課税標準とします。

#### ❖ 均等割

法人等の規模に応じて課税される税金で、資本金の金額や従業員数によって税率が定められています。所在期間が1年間に満たない場合は、月割であん分して税額を算出します。

区分	資本等の金額	当時の従業員数	年税額
1	1千万円以下または、法人でない社団等	50人以下	50,000円
2		50人超	120,000円
3	1千万円を超え1億円以下である法人	50人以下	130,000円
4		50人超	150,000円
5	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
6		50人超	400,000円
7	10億円超の法人	50人以下	410,000円
8	10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円
9	50億円超の法人	50人超	3,000,000円



## 徴収

### ▶ 納付場所

湯浅町役場 1階出納室  
紀陽銀行、きのくに信用金庫、ありだ農業協同組合、近畿労働金庫、なごさ信用漁業協同組合連合会  
※PayPay、PayB、LINE Payでもご納付いただけます。  
※納付書の金額が30万円未満の場合は、コンビニエンスストアでもご納付いただけます。

### ▶ 督促状の発行

納期限までに完納されない場合は督促状が発付されます。この場合、条例の規定により1通につき100円の督促手数料が加算されます。

### ▶ 延滞金の計算方法

納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、税額に対して延滞金がかかります。

### ▶ 納付相談

災害や疾病等やむを得ない理由により納期限までに納付できない方は、住民生活課税務係までご相談ください。

### ▶ 口座振替

口座振替をお申込みされますと、預貯金口座からの自動振替が可能です。また、一度手続きをするだけで毎年継続されますので納め忘れの心配がなくなります。納付のために金融機関や役場窓口へ出向く手間が省けるため、日頃忙しい方や昼間に窓口へ行く時間のない方には特に便利です。ぜひご利用ください。

### ❖ 取り扱い税目

個人町民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

### ❖ 取り扱い金融機関

紀陽銀行、きのくに信用金庫、ありだ農業協同組合、近畿労働金庫、なごさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

### ❖ 申込み窓口

上記金融機関の窓口にてお申込みできます。預貯金通帳、通帳届出印、納税通知書をご用意ください。

### ❖ 振替開始日

毎月末までにお申込みされますと、翌月末分からの振替が可能です。

## 税金

## 税金に関する証明書について

▶ 証明書の交付を請求できるのは、原則として次の方に限られます。

- 本人(相続人、納税管理人を含みます。)
- 同一世帯の親族で、本人から依頼のあったと認められる方(固定資産税に関する証明書は除きます。)
- 本人の委任状を持参した方

証明書の種類	証明内容等	手数料	
所得・課税証明書 非課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 課税年度の前年分(1月1日から12月31日までの間)の所得額、控除対象配偶者の有無、扶養人数、社会保険料等各種控除額(内訳、合計)、税額が記載されます。</li> <li>• 証明書は、毎年1月1日現在(賦課期日)、湯浅町に住民登録をされている方が取得することができます(申告書または給与支払報告書や年金支払報告書の提出がある方に限ります。)</li> <li>• 当該年度が非課税の場合は「非課税証明書」の発行となります。</li> </ul>	1件300円	
固定資産評価証明書 (土地・家屋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【土地】 土地の所在地、地目、地積、評価額、所有者等が記載されます。</li> <li>【家屋】 家屋の所在地、種類、構造、床面積、評価額、所有者等が記載されます。</li> </ul>	1件300円	
固定資産公課証明書 (土地・家屋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【土地】 土地の所在地、地目、地積、評価額、課税標準額、年税相当額、所有者等が記載されます。</li> <li>【家屋】 家屋の所在地、種類、構造、床面積、評価額、課税標準額、年税相当額、所有者等が記載されます。</li> </ul>	1件300円	
住宅用家屋証明	所有権存または所有権移転登記をしようとする居住用建物が登録免許税の軽減対象に該当する旨を証明します。	1件300円	
納税証明書	(車検用を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1年度1税目ごとに証明します。年税額、納付済額、未納状況等が記載されます。</li> </ul>	1件300円
	(車検用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽自動車の車検を受けるときに必要な証明書です。</li> <li>• 軽自動車税について滞納がないことを証明します。</li> <li>• 登録して間もないときは車検証をご持参ください。</li> </ul>	無料
	(申告用)	国民健康保険税は社会保険料控除として適用できます。その際ご利用いただく証明書を発行します。	無料
	(完納用)	納期限の到来している町税(法人町民税、町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)に滞納がないことを証明します。	1件300円
営業証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人登録時の申告内容、個人の営業申告の内容を証明します。</li> <li>• 法人・事業所の名称、本店所在地、町内所在地(事業所住所地)等が記載されます。</li> </ul>	1件300円	

## 町税の納付に関すること

### ▶ 納税カレンダー

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税目												
個人町民税・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
個人町民税・県民税(給与特別徴収)	毎月の納期限は徴収月の翌月10日											
個人町民税・県民税(年金特別徴収)	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
法人町民税	納期限は事業終了日の2ヶ月後											
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

- 個人町民税・県民税(普通徴収)は、納税義務者が納付書や口座振替により納税を行う方法です。
- 個人町民税・県民税(給与特別徴収)は、給与の支払時に給与支払者が税額を差し引き、代わりに納める方法です。
- 個人町民税・県民税(年金特別徴収)は、年金の支給時に年金支払者が税額を差し引き、代わりに納める方法です。
- 納期限は各納付月の末日です。月末の日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に繰り越されます。